**要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **分類と外箱表示** | | **定　義** | **陳列方法** | **情報提供** | **対応者** |
| 要指導医薬品  要指導医薬品 | | 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの | 鍵をかけた場所もしくは消費者が直接手の触れない場所に陳列します | 書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行ないます | 薬剤師 |
| **一　般　用　医　薬　品** | 第１類医薬品  第１類医薬品 | 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの |
| 指定第２類医薬品  指定第②類医薬品 | リスクが比較的高く、特に注意を要する医薬品 | 情報提供場所から７ｍ以内の場所に陳列します | 適正な使用のため必要な情報提供に努めます | 薬剤師  または  登録販売者 |
| ※「してはいけないこと」を確認し、使用について薬剤師または登録販売者にご相談ください。 | |
| 第２類医薬品  第２類医薬品 | リスクが比較的高い医薬品 | 区分ごとに分けて陳列します |
| 第３類医薬品  第３類医薬品 | リスクが比較的低い医薬品 | 規定はありませんが、情報提供に努めます |
|  | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| **個人情報の取扱い** | 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせて頂くことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用しません。 |
| **健康被害救済制度** | 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構　　電話：０１２０−１４９−９３１（フリーダイヤル） |
| **苦情相談窓口** | 一般社団法人 秋田県薬剤師会 医薬品情報センター　電話：０１８−８３４−８９３１  秋田市保健所　電話：０１８−８８３−１１７０（月〜金：午前８時３０分〜午後５時１５分） |